

熊本市下水道ストックマネジメント計画（第3期）策定支援業務委託（第25-501号） 一般仕様書

〔1〕一般仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務(以下、「業務」という。)では、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象施設について、下水道管路施設の計画的かつ効率的な維持管理を行うため、路線（スパン）単位で修繕・改築計画（案）の策定を支援することを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の義務

受注者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って、委託者の契約書に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者通知書 (ニ) 職務分担表

(ホ) 完了通知書 (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.9 管理技術者及び技術者

(1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、下記の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する者とし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

- (ア) 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち上下水道部門又は総合技術監理部門（いずれも選択科目を「下水道」とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者。
 - (イ) 日本下水道事業団法施行令（昭和47年政令第286号）による第一種技術検定に合格し、5年以上上下水道、上水道、工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（ただし、上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を1年6月以上有するものに限る。）。
 - (ウ) 一般社団法人建設コンサルタンツ協会が認定するシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）の登録（専門技術部門を「下水道」とするものに限る。）を受けている者。
- (3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果品の検査

- (1) 受注者は、業務完了後に委託者の成果品の検査を受けなければならない。
- (2) 成果品の検査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかがしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.12 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.14 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、委託者、受注者協議の上、これを定める。

第2章 実施方針策定一般

2.1 打合せ

- (1) 業務の実施に当って、受注者は委託者と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、受注者と委託者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

2.2 実施方針策定基準等

実施方針策定に当っては、委託者の指定する図書及び本仕様書第6章参考図書に基づき、実施方針策定を行う上でその基準となる事項について委託者と協議の上、定めるものとする。

2.3 実施方針策定上の疑義

実施方針策定上の疑義が生じた場合は、委託者との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

2.4 実施方針策定の資料

実施方針策定の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

2.5 参考資料の貸与

委託者は、業務に必要な下水道事業計画図書、土質調査書、測量成果書、下水道台帳、道路台帳、TVカメラ調査書又は目視調査（潜行目視調査・マンホール目視調査）報告書及び調書等の資料を所定の手続によって貸与する。

2.6 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第3章 スtockマネジメント実施方針（管路施設）

3.1 スtockマネジメント基本方針

Stockマネジメント基本方針として、本市が維持管理する下水道施設（管路）の中には、法定耐用年数はもとより本市が定める目標耐用年数をも超過する施設が多数存在し、今後も増大していくことが想定される中で、現時点の施設の老朽化の現状、度合い等を正確に把握するとともに、施設に求められる機能の確保はもとより、下水道施設が設置されている道路施設等における安全性なども担保しながら、長期的視点でも、市民生活において安心・安全で快適な生活環境が確保される状況を維持できることとする。

3.2 施設情報の収集・整理

（1） 施設情報収集・整理

（イ） 上位計画に関する情報の収集・整理

- ① 地方公共団体のビジョン
- ② 地域の将来計画
- ③ 下水道ビジョン等

（ロ） 関連計画に関する情報の収集・整理

- ① 下水道計画（全体計画，事業計画）
- ② 災害対策計画（地震・津波対策計画，浸水対策計画）
- ③ 合流改善計画
- ④ 地球温暖化対策計画等

（ハ） 諸元に関する情報の収集・整理

- ① 名称
- ② 設置年度及び設置価格
- ③ 所在地
- ④ 材質，形状寸法（管径），能力，延長，土被り
- ⑤ 管路施設の重要度等

（ニ） リスクの検討に関する情報の収集・整理

- ① 点検・調査結果
- ② 地盤情報，地震被害予測資料，ハザードマップ，機能停止時の影響予測資料，影響度
- ③ 施設の周辺環境条件等

（ホ） 点検・調査に関する情報の収集・整理

- ① 図面
- ② 施設状態（劣化の程度）
- ③ 維持管理履歴（修繕記録，事故・故障記録，診断記録，清掃記録，管路施設内水位情報）等

（ヘ） 修繕・改築に関する情報の収集・整理

- ① 経過年数
- ② 標準耐用年数
- ③ 改築費用（または改築単価）
- ④ 緊急度，健全度等
- ⑤ 運転及び水質記録等

（2） 現地踏査

既存の施設情報収集で得られた情報に基づき、特に地域特性，土地利用等の現地の状況確認が必要な箇所を対象として現地踏査により確認を行う。

(3) その他

本委託の実施の準備として、①下水道法をはじめとした関係法令、並びに国等のガイドライン等の情報収集・整理、②他都市における同等計画類の情報収集、ならびにそれらの基本的な考え方を体系化するなどの整理、③リスク事象が引き起こした事態に関する過去の係争、判例などの情報収集・整理を行うこと。

3.3 業務実施手順

(1) リスクの想定

本市はもとより国内外の下水道に関連する事故等を検証し、下水道施設にまつわる想定されるリスク事象を列挙、整理すること。(事例) 埼玉の陥没、マンホール蓋の吹上等)

また、今後の老朽化の進展や、土地利用の変化、産業振興、気候変動等の取り巻く環境の変化により想定されるリスクを整理すること。

(2) 調査・点検、修繕(マニュアル(案)の策定)

基本的に、施設を放置すれば、想定されるリスクが発生することは必至である。

これらリスクが生じないようにしていくために、日常の“点検・調査、修繕”をしていくこととしている。

さらに、現時点でも法定耐用年数・目標耐用年数を超過した施設が多数存在しているため、日常の調査・点検、調査以上の留意が必要となる。

については、①日常的に一般の下水道施設(管路)を対象とした点検・調査、修繕と、②法定耐用年数や目標耐用年数を超過した場合等の細心の留意が求められる下水道施設(管路)に点検・調査、修繕のあり方について、「(仮)熊本市下水道施設(管路)の調査・点検、修繕マニュアル(案)」として取りまとめること。

なお、当該マニュアルは、下水道施設(管路)を、①—1合流・分流、①—2㊦幹線・枝線、①—3・・・、埋設道路の状況等により、㊦—1車道、㊦—2歩道、㊦—3アーケード、通学路等歩行者が多い道路、㊦—4その他・・・などに大別するとともに、下水道施設(管路)を①管きよ、②マンホールふた、③マンホール躯体、③取付管・ます等のように、再分類して整理すること。

(3) リスク発生確率

上記(2)における調査・点検、修繕を実施したとしても事象は生じる可能性があるので、これらを、根拠を明確にしなが、発生確率として定量化すること。

なお、発生確率は、計画期間の最終年、または、経年を加味したものとなるべきことに留意すること。

(4) リスク影響評価

想定されるリスク毎、また下水道施設(管路)毎に、リスク事象に遭遇した場合にそれが引き起こす事態(影響)を、影響の深刻さや大きさ(規模)等を定量化すること。(汚水流入抑制の依頼者数の大小、交通混雑の発生の大小、死傷者の発生等のように、影響の大小、影響の深刻さの2面を中心に影響の評価手法を確立する。)

(5) 更新施設と待機時間

上記の中において、ストックマネジメント基本方針(管路施設)を維持するために改築・更新すべき施設を特定することができるように、定量化した①リスクの発生確率や②影響評価により、数値的なしきい値を設定すること。

(6) スtockマネジメント計画

上記(5)①、(5)②により、更新等の実施における優先順位付けをおこなう。

なお、この優先順位付けされた下水道施設(管路)群を下水道ストックマネジメント計画(案)とする。

(7) (仮)熊本市下水道施設(管路)ストックマネジメントポリシー(案)

上記(1)から(5)までの基本的な考え方については、上記(6)とは別途に「(仮)熊本市下水道施設(管路)ストックマネジメントポリシー(案)」として取りまとめること。

3.4 修繕・改築計画の策定

点検・調査結果に基づき施設の劣化状況を把握し、長期的な改築事業のシナリオ設定を踏まえ、事業計画期間を勘案し、概ね10年程度における改築の優先順位を設定する。

また、実施計画では、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、修繕・改築を行うかを検討する。

(1) 診断

診断は、管路施設の異常の程度を評価し、対策の要否及び緊急度を明らかにするもので、潜行目視調査、マンホール目視調査又はTVカメラ調査等の結果から、以下の手順で実施する。

(イ) 異常の程度の評価

異常の程度の評価基準に基づき、異常の程度を評価する。

(ロ) 緊急度・健全度の判定

異常の程度の評価結果を整理し、対策の緊急度・健全度の判定及び対策の要否（維持又は対策）の判定を行う。

(2) 対策の必要性検討

診断により判定された健全度・緊急度と、長期的な改築事業のシナリオを踏まえ、対策の必要性を検討する。

(3) 修繕・改築の優先順位の検討

従来の施設整備事業や地震・津波対策及び浸水対策事業などの機能向上に関する他計画を考慮し、リスク評価結果を踏まえて修繕・改築の優先順位を検討する。

(4) 対策範囲の検討

優先順位を踏まえた修繕・改築対策が必要と位置づけたスパンについて、修繕か改築かを判定する。管きょ以外に検討対象とした施設（マンホール、取付管・ます、マンホールふた）で対策が必要と判定されたものについては、劣化状況に応じて、修繕か改築かを判断する。

(5) 長寿命化対策検討対象施設の選定

長寿命化対策の検討対象とする施設を選定し、現場状況、劣化状況に応じた長寿命化対策工法の有無の確認を行い、長寿命化対策を検討する必要性を確認する。

(6) 改築方法の検討

改築と判定した管路施設を整理し、更新（布設替え工法）か長寿命化対策（更生工法）かを選定する。

また、ライフサイクルコストを算定し、長寿命化対策の実施効果を検証する。

(7) 実施時期の設定及び概算費用の算出

長寿命化対象施設及び長寿命化計画対象区域内の更新や修繕に必要な事業量の算出と概ね10年程度の実施時期を設定する。

また、事業計画期間内に改築する管路施設の対象延長及び施工方法を整理し、年度別事業量、年度割概算事業費を算出する。

(8) 修繕・改築計画のとりまとめ

(1)～(7)の検討結果及び他事業との整合を勘案した修繕・改築計画としてとりまとめる。

3.5 報告書作成

報告書作成では、管路施設ストックマネジメント実施方針に係るとりまとめ及びその概要書を作成するものとし、施設情報収集整理の内容、点検・調査計画の概要、修繕・改築計画の概要、その他必要資料等を集成するものとする。

第4章 照査

4.1 照査の目的

受注者は業務を施工する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

4.2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

4.3 照査事項

受注者は実施方針策定全般にわたり、以下に示す事項について、照査を実施しなければならない。

- (1) 情報収集の内容及び課題の把握・整理内容に関する照査
- (2) 検討の方法及びその内容に関する照査
- (3) 計画の妥当性（方針，設定条件等）の照査
- (4) 上位計画，地震対策計画，浸水対策計画，合流改善計画等との相互間における整合性に関する照査

第5章 提出図書

- (1) 提出すべき成果品とその部数は次のとおりとする。なお、製本はすべて白焼とする。

| 図書名 | 形状寸法・提出部数 |
|----------------|------------------|
| (イ) 報告書 | A4・2部 |
| (ロ) 修繕・改築計画図 | 原図一式・白焼き2部 |
| (ハ) 打合せ議事録 | A4・2部 |
| (ニ) その他参考資料 | 原稿 一式 |
| (ホ) 上記図書の電子成果品 | CD-R 又は DVD-R 一式 |

- (2) 成果品の作成にあたっては、その編集方法についてあらかじめ 委託者 と協議する。
- (3) 製本はすべて表紙，背表紙ともタイトルをつけ，直接印刷したものとする。

第6章 参考図書

業務は，下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 熊本市 の下水道標準構造図
- (2) 熊本市下水道管路施設維持管理計画策定業務委託報告書
- (3) 下水道管路スクリーニング調査最適化検討業務委託報告書
- (4) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (5) 下水道管路施設の点検・調査マニュアル（案）（(公社) 日本下水道協会）
- (6) 下水道施設計画設計指針と解説（(公社) 日本下水道協会）
- (7) 下水道維持管理指針（(公社) 日本下水道協会）
- (8) 下水道施設改築・修繕マニュアル（案）（(公社) 日本下水道協会）
- (9) 下水道施設維持管理積算要領―管路施設編―（(公社) 日本下水道協会）
- (10) 下水道施設の耐震対策指針と解説（(公社) 日本下水道協会）
- (11) 合流式下水道越流水対策と暫定指針（(公社) 日本下水道協会）
- (12) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（(公社) 日本下水道協会）
- (13) 下水道管路施設ストックマネジメントの手引き（(公社) 日本下水道協会）
- (14) 下水道用マンホール蓋の維持管理マニュアル（案）（(公社) 日本下水道協会）

- (15) 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル（案）（(公社) 日本下水道協会）
- (16) 下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～（(公財) 日本下水道新技術機構）
- (17) 管きょ更生工法の品質管理技術資料（(公財) 日本下水道新技術機構）
- (18) 管きょ更生工法（二層構造管）技術資料（(公財) 日本下水道新技術機構）
- (19) 下水道用マンホールふたの計画的な維持管理と改築に関する技術マニュアル（(公財) 日本下水道新技術機構）
- (20) 下水道管路施設維持管理マニュアル（(公社) 日本下水道管路管理業協会）
- (21) 下水道管路施設維持管理積算資料（(公社) 日本下水道管路管理業協会）
- (22) マンホールの改築及び修繕に関する設計の手引き（案）（(公社) 日本下水道管路管理業協会）
- (23) 管きょの修繕に関する手引き（案）（(公社) 日本下水道管路管理業協会）
- (24) 取付け管の更生工法による設計の手引き（案）（(公社) 日本下水道管路管理業協会）
- (25) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル（(一財) 下水道事業支援センター）
- (26) 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル（案）（(一社) 管路診断コンサルタント協会）
- (27) 下水道管きょ改築・修繕にかかる調査・診断・設計実務必携（(一社) 管路診断コンサルタント協会編集（(一財) 経済調査会））

〔2〕特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「熊本市下水道ストックマネジメント計画（第3期）策定支援業務委託（第25-501号）一般仕様書」（以下、「一般仕様書」という。）の第1章1.1及び1.2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記一般仕様書による。

2. 業務の対象

(1) 委託箇所

(2) 委託対象施設

(イ) 管路施設ストックマネジメント実施方針

| 管路施設 | 対象の有無等 |
|---------|---|
| 対象区域面積 | 13,829ha |
| 管きよ | <input checked="" type="checkbox"/> 有・無 |
| マンホール | <input checked="" type="checkbox"/> 有・無 |
| マンホールふた | <input checked="" type="checkbox"/> 有・無 |
| 取付管 | <input checked="" type="checkbox"/> 有・無 |
| ま す | <input checked="" type="checkbox"/> 有・無 |

(ロ) 修繕・改築計画

| 管路施設 | 対象の有無等 |
|---------|---|
| 対象区域面積 | — |
| 延 長 | 25 km |
| 管きよ | <input checked="" type="checkbox"/> 有・無 |
| マンホール | <input checked="" type="checkbox"/> 有・無 |
| マンホールふた | <input checked="" type="checkbox"/> 有・無 |
| 取付管 | <input checked="" type="checkbox"/> 有・無 |
| ま す | <input checked="" type="checkbox"/> 有・無 |

(3) 設計条件項目

設計条件項目表による。

設計条件項目表（その1）

| 作業項目 | | 設計条件 |
|-------------------------|---------------------------|---|
| 施設情報の 収集・整理 | 施設情報収集・整理 | <input checked="" type="checkbox"/> ・無 |
| | 施設情報の電子データ化 | 有・ <input checked="" type="checkbox"/> |
| | 現地踏査 | <input checked="" type="checkbox"/> ・無（必要に応じて） |
| リスクの評価 | リスクの特定 | <input checked="" type="checkbox"/> ・無 |
| | 被害規模の検討 | <input checked="" type="checkbox"/> ・無 |
| | 発生確率の検討 | <input checked="" type="checkbox"/> ・無 |
| | リスクの評価 | <input checked="" type="checkbox"/> ・無 |
| 施設管理の目標設定 | | <input checked="" type="checkbox"/> ・無 |
| 長期的な改築 事業のシナリオ 設定 | 管理方法の選定 | <input checked="" type="checkbox"/> ・無 |
| | 改築条件の設定 | <input checked="" type="checkbox"/> ・無 |
| | 最適な改築シナリオの選定 | <input checked="" type="checkbox"/> ・無 |
| | 長期的な改築事業のシナリオ設定の とりまとめ | <input checked="" type="checkbox"/> ・無 |
| 点検・調査 計画の策定 | 環境区分の設定 | <input checked="" type="checkbox"/> ・無 |
| | 点検・調査頻度の検討 | <input checked="" type="checkbox"/> ・無 |
| | 優先順位の検討 | <input checked="" type="checkbox"/> ・無 |
| | 点検・調査における単位・項目の検討 | <input checked="" type="checkbox"/> ・無 |
| | 点検・調査対象施設・実施時期の設定 | <input checked="" type="checkbox"/> ・無 |
| | 点検・調査方法の検討 | <input checked="" type="checkbox"/> ・無 |
| | 概算費用の算定 | <input checked="" type="checkbox"/> ・無 |
| | 点検・調査計画のとりまとめ | <input checked="" type="checkbox"/> ・無 |
| 点検・調査の実施 | | 有・ <input checked="" type="checkbox"/> |
| 修繕・改築計画の策定 | | 設計条件項目表（その2）のとおり |
| 関係機関への説明資料作成 | | 有・ <input checked="" type="checkbox"/> |
| 報告書作成 | | <input checked="" type="checkbox"/> ・無 |
| 設計協議 | | 中間打合せ 2 回 |
| 関係機関協議 | | 有・ <input checked="" type="checkbox"/> |
| 貸与資料 | 点検・調査データ | <input checked="" type="checkbox"/> （貸与形式：紙・ <input checked="" type="checkbox"/> 電子データ），無 |
| | 管路施設データ | <input checked="" type="checkbox"/> （貸与形式：紙・ <input checked="" type="checkbox"/> 電子データ），無 |
| | 維持管理データ | <input checked="" type="checkbox"/> （貸与形式：紙・ <input checked="" type="checkbox"/> 電子データ），無 |

設計条件項目表（その2）

| | | | |
|--------------------------|--------------------|--------------------------------------|---|
| 診断 | 異常の程度の評価 | 管きよ マンホール マンホールふた 取付管 ます | <input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 |
| | 緊急度・健全度の判定 | 管きよ マンホール マンホールふた 取付管 ます | <input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 |
| 対策の必要性検討 | | | <input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 |
| 修繕・改築の優先順位の検討 | | | <input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 |
| 対策範囲の検討 | | | <input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 |
| 長寿命化対策検討対象施設の選定 | | | <input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 |
| 改築方法の検討 | 改築方法の選定 | | <input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 |
| | ライフサイクルコスト改善額の算定 | | <input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 |
| 実施時期の設定 及び概算費用の 算出 | 事業量の算出と実施時期の 設定 | | <input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 |
| | 計画期間内の概算費用の算出 | | <input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 |
| 修繕・改築計画のとりまとめ | | | <input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 |

※ について、過年度検討結果がある場合には、その内容の精査を本業務内で行うこと。

3. その他の特記事項

(1) 提出図書の部数の変更 (あり,)

提出部数の変更がある場合は、一般仕様書第5章に示す提出図書のうち、次の提出図書の部数を変更する。

| 提出図書名 | 提出部数 |
|-------|------|
| | |

(2) 詳細調査

| 詳細調査項目 | 調査の有無 | 調査数量 |
|--------------------------------------|-----------------------------|--|
| 潜行目視調査 (内径 800mm 以上) | 有・ <input type="checkbox"/> | km |
| TVカメラ調査 (内径 800 mm未満及び必要と判断される箇所) | 有・ <input type="checkbox"/> | km |
| 取付管調査 | 有・ <input type="checkbox"/> | 箇所 |
| マンホール目視調査 (上下流管路施設含む)※1 | 有・ <input type="checkbox"/> | 箇所 |
| マンホール巡視・点検調査 (管口含む)※2 | 有・ <input type="checkbox"/> | 箇所 |
| マンホールふた巡視 ・点検調査 | 有・ <input type="checkbox"/> | 箇所 |
| 測 量 | 有・ <input type="checkbox"/> | 基準点測量 km 水準測量 km 縦断測量 km 管路施設断面・寸法 箇所 |

※1 マンホール内に入ってライトを用いて管路施設内を目視調査する。

※2 地上からライトを用いてマンホール内面及び管口を目視点検又は簡易TVカメラ調査する。

※調査項目は、必要に応じて追加、削除する。

(3) 電子納品

本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省の定めた電子納品要領及び関連基準(以下「要領・基準類」という。)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

(イ) 電子納品成果品の作成は、要領・基準類及び熊本市上下水道局電子納品運用ガイドライン(案)に基づいて作成することとする。

(ロ) 電子納品成果品の提出は、上記に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R)で2部、印刷製本した成果品を2部提出する。

(ハ) 成果品の提出の際には、「熊本市電子納品チェックソフト」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

(4) テクリスの登録

受託者は、契約時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、書面により調査職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

登録した場合は、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

(5) ウィークリースタンス

本業務は、ウィークリースタンスの対象であるため、「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、委託者、受託者の協力のもと取り組むものとする。

(6) 留意事項

- ・管路台帳システムの内容については、既存資料や現場状況の確認結果に基づき、必要に応じてデータを補完しながら検討を進めること。

(7) 貸与資料

- ・熊本市公共下水道全体計画（令和5年3月）
- ・熊本市公共下水道事業計画（令和5年3月）
- ・熊本市公共下水道（合流区域）管路施設長寿命化計画計画説明書（平成28年3月）
- ・熊本市下水道管路施設維持管理計画策定業務委託報告書（平成29年3月）
- ・熊本市下水道ストックマネジメント計画策定（変更）業務委託報告書（令和2年3月）
- ・腐食環境下水道管路施設点検調査業務委託
- ・その他テレビカメラ調査結果報告書